

- 本計画については、以下のとおり意見募集（パブリックコメント）を実施しました。
- 提出意見は41件でした。

	提出方法	提出人数（人）	意見件数（件）
1	郵便	0	0
2	ファクシミリ	0	0
3	電子メール	1	2
4	電子申込システム	3	13
5	所管課への直接提出	19	19
6	その他	0	0
	合計	23	34

ともに歩み ともに暮らす
ともなひ

ともなひ
広報

とよなか

Vol.895
11
令和6年(2024)

とよなか
百景

大阪大学豊中キャンパスの並木 大層の道は長く広くて、静かに歩くと気持ちよさそうだなと思えてきます。

日ごろの運動で ずっと健康に 2ページ

水道料金・下水道使用料を値上げ 4ページ

新たに市内で働く保育士への助成を拡充 5ページ

豊中かがやき大賞を贈呈
プロなわとびプレイヤー 黒野寛馬さん
箕面自由学園高等学校 チアリーダー部 6ページ

素案

公共交通改善計画(改定版)

申11月20日(水)・12月10日(火)に交通政策課 6858・3049

市公式X
(旧ツイッター)

市政情報や緊急情報などを発信しています

ユーザー名
@toyonaka_koshou

意見募集

事業の検討・評価・実施に際して、市民の意見や要望を積極的に取り入れ、事業の質を向上させるため、意見募集を行います。

募集期間：令和6年11月10日(火)～12月10日(火)まで

募集内容：公共交通改善計画(改定版)に関する意見

募集場所：市役所1階市民生活課

募集方法：紙質・電子の両方で受け付けます。

募集期間：令和6年11月10日(火)～12月10日(火)まで

募集場所：市役所1階市民生活課

募集方法：紙質・電子の両方で受け付けます。

市議員募集

市議員の役割は、市民の声を代弁し、市政の発展に貢献することです。市議員になるには、市議会議員選挙に立候補する必要があります。

立候補の条件：日本国籍を有する20歳以上の者、市に3年以上在住する者、選挙権を有する者。

立候補の期間：令和6年11月10日(火)～12月10日(火)まで

立候補の場所：市役所1階市民生活課

立候補の方法：紙質・電子の両方で受け付けます。

市民委員募集

市民委員は、市民の声を代弁し、市政の発展に貢献することです。市民委員になるには、市議会議員選挙に立候補する必要があります。

立候補の条件：日本国籍を有する20歳以上の者、市に3年以上在住する者、選挙権を有する者。

立候補の期間：令和6年11月10日(火)～12月10日(火)まで

立候補の場所：市役所1階市民生活課

立候補の方法：紙質・電子の両方で受け付けます。

市議会議員選挙

市議会議員選挙は、市民の声を代弁し、市政の発展に貢献することです。市議会議員になるには、市議会議員選挙に立候補する必要があります。

立候補の条件：日本国籍を有する20歳以上の者、市に3年以上在住する者、選挙権を有する者。

立候補の期間：令和6年11月10日(火)～12月10日(火)まで

立候補の場所：市役所1階市民生活課

立候補の方法：紙質・電子の両方で受け付けます。

市議会議員選挙

市議会議員選挙は、市民の声を代弁し、市政の発展に貢献することです。市議会議員になるには、市議会議員選挙に立候補する必要があります。

立候補の条件：日本国籍を有する20歳以上の者、市に3年以上在住する者、選挙権を有する者。

立候補の期間：令和6年11月10日(火)～12月10日(火)まで

立候補の場所：市役所1階市民生活課

立候補の方法：紙質・電子の両方で受け付けます。

市議会議員選挙

市議会議員選挙は、市民の声を代弁し、市政の発展に貢献することです。市議会議員になるには、市議会議員選挙に立候補する必要があります。

立候補の条件：日本国籍を有する20歳以上の者、市に3年以上在住する者、選挙権を有する者。

立候補の期間：令和6年11月10日(火)～12月10日(火)まで

立候補の場所：市役所1階市民生活課

立候補の方法：紙質・電子の両方で受け付けます。

市議会議員選挙

市議会議員選挙は、市民の声を代弁し、市政の発展に貢献することです。市議会議員になるには、市議会議員選挙に立候補する必要があります。

立候補の条件：日本国籍を有する20歳以上の者、市に3年以上在住する者、選挙権を有する者。

立候補の期間：令和6年11月10日(火)～12月10日(火)まで

立候補の場所：市役所1階市民生活課

立候補の方法：紙質・電子の両方で受け付けます。

市議会議員選挙

市議会議員選挙は、市民の声を代弁し、市政の発展に貢献することです。市議会議員になるには、市議会議員選挙に立候補する必要があります。

立候補の条件：日本国籍を有する20歳以上の者、市に3年以上在住する者、選挙権を有する者。

立候補の期間：令和6年11月10日(火)～12月10日(火)まで

立候補の場所：市役所1階市民生活課

立候補の方法：紙質・電子の両方で受け付けます。

市議会議員選挙

市議会議員選挙は、市民の声を代弁し、市政の発展に貢献することです。市議会議員になるには、市議会議員選挙に立候補する必要があります。

立候補の条件：日本国籍を有する20歳以上の者、市に3年以上在住する者、選挙権を有する者。

立候補の期間：令和6年11月10日(火)～12月10日(火)まで

立候補の場所：市役所1階市民生活課

立候補の方法：紙質・電子の両方で受け付けます。

豊中市

トヨナカシ

トップページ

市政情報

市政への参加

意見公募手続

令和6年度(2024年度)案件

豊中市公共交通改善計画（素案）への意見募集について

豊中市公共交通改善計画（素案）への意見募集について

7月8日

f

おはよう

ページ番号：659102655

更新日：2024年11月20日

印刷

PDF

意見募集の趣旨

本市では、豊中市の公共交通等の改善の考え方と実施する施策をまとめた「豊中市公共交通改善計画」を平成31年（2019年）2月に策定し、乗合タクシー事業及び豊中東西線バス事業等、計画における取り組むべき施策について、一定の取り組みが進み、本市の交通空白地は解消されました。

計画策定後、ポストコロナに向けたライフスタイルの変化や、新たなモビリティサービスの進展を見据えた取り組みを実施するため、「豊中市公共交通改善計画」の中間見直しを行います。なお、計画期間は令和10年度（2028年度）までとしています。

本計画は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」第5条第1項に基づく地域公共交通計画として策定するものです。

このたび、「豊中市公共交通改善計画」の中間見直し素案を取りまとめましたので、豊中市意見公募手続きの関する条例に基づき、意見を募集します。なお、この「豊中市公共交通改善計画」は、豊中市意見公募手続きに関する条例第2条第6号アに当たるものです。

応募対象者

1.

市の区域内に住所を有する者

2.

市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

3.

市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者

4.

市の区域内に存する学校に在学する者

5.

市税の納税義務者

6.

1から5までに掲げるもののほか、意見公募手続に係る計画等に利害関係を有するもの

意見募集期間

令和6年（2024年）11月20日（水曜）～12月10日（火曜）

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Readerが必要です。お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。

2. 意見募集（パブリックコメント）における主な提出意見の概要と市の考え

No.	当該箇所	主な提出意見の概要	市の考え方
1	63 ページ 交通空白地の定義について	豊中市は交通空白地の基準として、鉄道駅圏は半径 1,000m、バス停勢圏は半径 500m としており、空白地は解消したとの認識である。しかし、あくまでも地図上の二次元的な把握に過ぎない。運行頻度や運行している時間帯などのサービス水準は考慮されていない。地図上では「交通空白地」となっていないようでも、ダイヤなどを見ると公共交通を利用することが困難である「時間空白」地域が増えていることも踏まえる必要がある。	今回の見直しにより、新たに交通支援検討地域（鉄道駅及びバス停から半径 300m 圏外の地域）を定義し、勾配や人口密度、高齢化率、子育て世帯の居住状況等から優先順位を付けた上で施策を実施してまいります。交通支援検討地域において優先的に施策の検討を行います。運行ダイヤの縮小により路線バスの利用が実質困難となるエリアについては、乗合タクシーの乗入れ等サービス水準の確保を検討します。
2	63 ページ 交通空白地の定義について	北西部（大阪中央環状線以北、ロマンチック街道以西）は、急坂で狭く、曲がりくねっている道がほとんどである。バスは走れないようなところが非常に多く、公共交通空白地といえると思う。この地域に適した公共交通機関として推奨したいのは、千里地域で導入されているスロー・モビリティである。真剣に導入を検討願いたい。	- 千里中央地区において運行しているグリーンスローモビリティ「モビとよ」は、地域住民主体で行っていただいている移動手段です。 - 今回の見直しにより、新たに交通支援検討地域（鉄道駅及びバス停から半径 300m 圏外の地域）を定義し、勾配や人口密度、高齢化率、子育て世帯の居住状況等から優先順位を付けた上で施策を実施してまいります。 - 公共交通システムについては、地域住民のニーズをアンケートや意見交換会などにより把握し、移動需要に応じた検討を行います。
3	72 ページ 豊中市乗合タクシーについて	- 乗合タクシーミナノッテの認知度がどうか。利用度がどれくらいで、改善の可能性はどの程度あるのか知りたい。ボトルネックはなにか。マチカネポイントは使えるのか。乗車は停留所であっても、下車は目的地近くとできないか。 - タクシーも恒常的に配車まで 30 分を実現して欲しい。	- 豊中市乗合タクシー「MinaNotte」の各地域での令和 5 年度(2023 年度)の認知率及び利用状況は下記のとおりです。 - 西部地域路線 認知率：90.1%、利用状況：17.3 人/日 - 南部地域路線 認知率：56.1%、利用状況：4.8 人/日 - また、年に 1 回程度意見交換会により、地域住民のニーズを把握し、おおよそ 2 年に 1 回程度運行内容の改善（停留所の増設やダイヤ改正等）を行い、利用率の向上に努めています。 - 支払方法は現金もしくは回数券のみとなっております。 - 豊中市乗合タクシーは路線バスと同様、停留所で乗降する運用としています。 - また、タクシーについてはスマートフォン等の配車アプリで簡単に呼ぶことができます。配車アプリの使い方に関しては、タクシー事業者等と連携して、周知に努めてまいります。
4	77 ページ シェアサイクル事業について	シェアサイクルのポートは、バス停と同じ程度離れた場所にしかないで、少し利用しづらさを感じる。アプリ内もしくは、市からの募集により、設置してほしい場所・地域を調査することで、既存の利用者の利便性向上、新規の利用者の獲得にもつながると考える。	- シェアサイクルのポートにつきましては、ポート用地として一定面積が確保でき、安全上問題のない場所へポートを設置しております。 - 市内にはポートが少ない地域もあることから、ポート設置の募集については検討してまいります。
5	82 ページ 新たな交通支援の検討について	待兼山町居住者の公共交通は、阪急石橋阪大前駅、阪急バス半町停留所、モノレール柴原駅である。いずれを利用するにしても、四方急坂で高齢者が多く不便を感じる。タクシーは、なかなか来てもらえない状態である。今回、豊中市乗合タクシーがあるのを知った。柴原浄水場付近に新設検討していただきたいと思う。市民豊中病院への通院者も多いので、停留所を柴原浄水場付近まで延長を希望する（※同地区のお住まいの方から同様の意見が合計 19 件）。	- タクシー事業者を確認すると、「供給不足により、ご迷惑をおかけしていることは十分に認識しており、大変申し訳ございません。」との回答でした。 - 今回の見直しにより、新たに交通支援検討地域（鉄道駅及びバス停から半径 300m 圏外の地域）を定義し、勾配や人口密度、高齢化率、子育て世帯の居住状況等から優先順位を付けた上で施策を実施してまいります。公共交通システムについては、地域住民のニーズをアンケートや意見交換会などにより把握し、移動需要に応じた検討を行いますので是非ご意見をお寄せください。
6	90 ページ 豊中市における公共交通の将来イメージについて	神崎川駅が豊中市側へ移設されると聞いたが、数年先か数十年先に実現を見込むのであれば、計画の地図に反映して然るべきではないか。	神崎川駅周辺整備基本計画は駅周辺に求められる施設配置などの整備方針を示すものであり、今後の関係機関との協議等を経て事業化されるものであるため、本計画においては市域に隣接する鉄道駅として記載しております。

No.	当該箇所	提出意見の概要	市の考え方
7	106 ページ モビリティ・マネジメントの推進について	交通すごろくの例として、川西市の写真を掲載しているが、豊中市内でもゼロカーボンシティ推進課が小学校でのクルマ大集合で交通すごろく等を実施しているのではないかと。単に計画における写真の差し替えだけでなく、相乗効果が得られるように庁内連携による推進をしていただきたい。	第3章「問題点と課題」第1節「計画に基づく取組み状況と評価」78ページにおいて、市内の小学校で実施した環境学習「クルマ大集合」の取組みについて記載するとともに、106ページの事例紹介を修正しました。今後は、ゼロカーボンシティ推進課で実施している環境学習の取組みについて情報共有を行い、公共交通の利用促進とともに環境への取組みの推進を行ってまいります。
8	110 ページ 環境にやさしい車両の導入について	文章中では「公共交通の車両からも温室効果ガスの排出削減を進めます」、タイトルでは「環境負荷低減を図り誰もが利用しやすい車両の導入支援【新規】」となっている。一方で、内容の説明では「導入する際の支援制度等を検討します」となっており、あくまで「検討」するだけに留まっている。タイトルと説明の整合性が取れていない。積極的に推進するのであれば、「～導入する際の支援制度等を実施していきます」などとすべきではないか。	「令和32年（2050年）のカーボンニュートラル達成に向け、エコカー・ゼロエミッション車両の導入による公共交通の脱化石燃料化（交通GX（グリーン・トランスフォーメーション））の実現を見据えた方策や導入促進に取り組めます。」に修正しました。
9	—	- 日ごろ地域の住民の間で交わされるのは、以下のような非常に具体的で切実な声である。 - 市立豊中病院に行くのに、公共交通機関がない。タクシーでしか行けない。タクシーはなかなか予約できない。 - 坂がきつくてスーパーで買い物をした後、自宅まで戻るのに2回くらい休憩が必要 - バス停まで行くのが大変。狭く、坂がきつく、曲がりくねっている。この地域には、狭い曲がりくねった急坂に車がひしめき、危なくて、高齢者や小さな子連れは、安心して歩けない - 今まであったバス路線（箕面方面など）が無くなって、ものすごく不便 今後、公共交通の課題を解決するうえで、公共交通、社会的インフラであるということ。電気や水道と同じで、儲かるか儲からないかで、廃止してはいけないと思う。	- 路線の利用状況や運転士不足等の問題により路線バスの廃止や収縮が行われているのが現状です。 - 今回の見直しにより、交通支援検討地域（鉄道駅及びバス停から半径300m圏外の地域）の解消、持続可能で適正な規模の交通システムを検討してまいりますので引き続きご意見をお寄せください。
10	—	隣接市の交通機関、例えば大阪市バスや尼崎市バスの豊中市への乗入れは出来ないのか。問題点はなにか。豊中市で市バスの運営維持ができなくても、一部費用負担する形で交通網を拡大できないか。	- 各市で運営されている市営バス（大阪市は大阪シティバス株式会社、尼崎市は阪神バス株式会社へ事業譲渡）が本市へ乗入れすることについては、各事業者との協議が調えば実施することは可能です。 - 豊中市においては阪急バスによりバス路線網が形成されており、阪急バスは近隣市と接続する路線を運行しております。本市においては、市の東西軸を強化するために伊丹市へ乗入れしている阪急バス豊中東西線において運行補助を実施しております。
11	—	白タクは禁止だが、究極のライドシェアは利便性、安全度が良く、皆が幸せになる。それは、ご近所さんが自分の車にご近所さんを乗せて目的地まで送り届けること。ご近所さんを乗せると、普通はお金を取りにくいですが、システム化したらそれは無くなる。知り合いなので犯罪の危険度は限りなく低いと思う。	ご提案いただいている、運賃としてお金のやり取りを行う、いわゆる有償で行うライドシェアを実施する場合は、現在の法律では道路運送法の許可又は登録が必要になります。自発的な謝礼やガソリン代等実費のやり取りであれば、許可や登録は必要ありません。

No.	当該箇所	提出意見の概要	市の考え方
12	—	道路に自転車通行帯等を設けているが、狭い道路の場合は、車と自転車が並行しては走れない。その場合は、自動車の最高速度は、自転車に合わせざるを得ません。何処にでも自転車通行帯等を設けないでいただきたい。	- 近年、全国的に歩道を暴走する自転車による歩行者との事故が多発しております。 - 本市においても、国のガイドライン等に基づき、「豊中市自転車ネットワーク計画」を策定し、優先順位をつけて自転車通行空間の整備必要な道路について整備を進めていきます。
13	—	様々な交通改善計画に関わる事柄をもっと sns で発信していただきたい。意見公募も良いですが、常日頃からの周知アナウンスが大事だと考える。交通改善計画の説明動画を流しても良いし、シェアサイクル、ミナノッテの使用方法を説明しても良いですね。	豊中市乗合タクシー「MinaNotte」については、アンケート調査や意見交換会の実施等により周知に努めていますが、シェアサイクル含め、より広く周知を行うためにソーシャルメディアの活用を検討します。
14	—	バス、電車で使える 1 年 3,000 円位の乗車券 75 歳からあったらいいと思う。	阪急バスでは、65 歳以上の方が阪急バス全線で乗り放題の阪急グランドバスを販売しています。市においては、現在のところ、乗車券等の配布については実施する予定はありません。

3. 意見募集（パブリックコメント）等に伴う変更箇所

➤ 意見募集（パブリックコメント）等の意見を受けて、以下のとおり変更しています。

3.1 豊中市公共交通改善計画（中間見直し版）【本編】の変更箇所

No.	概要	変更前	変更後
1	【目次の2ページ目】 ・参考資料の「参考2 豊中市地域公共交通協議会開催概要」と「参考3 豊中市地域公共交通協議会委員名簿」を追加	第6章 取組みの推進 111 第1節 実施主体と実施スケジュール 112 第2節 各主体の役割 113 第3節 計画の推進・管理体制 114 第4節 目標と評価指標の設定 116 1 計画目標の考え方と設定 116 2 評価指標の設定 118 参考資料 123 参考1 用語集 124	第6章 取組みの推進 111 第1節 実施主体と実施スケジュール 112 第2節 各主体の役割 113 第3節 計画の推進・管理体制 114 第4節 目標と評価指標の設定 116 1 計画目標の考え方と設定 116 2 評価指標の設定 118 参考資料 123 参考1 用語集 124 参考2 豊中市公共交通改善計画改定版の策定経緯 132 参考3 豊中市地域公共交通協議会委員名簿 133
2	【P78】 ・⑨モビリティ・マネジメントの推進のうち、概要と取組み状況の文章を見直し	基本方針3 公共交通サービスの持続的な提供 取り組むべき施策 ⑨モビリティ・マネジメント^(※28)の推進 概要 公共交通の利便性を高める取組みとともに、市民一人ひとりが過度に自動車に依存した行動を見つめなおし、無理のない範囲で自発的に変化することを促すモビリティ・マネジメントを推進。 取組み状況 ○公共交通をテーマとしたイベントの開催や、出前講座等、市民向けの啓発・教育の実施についての検討 (令和5年度(2023年度)から阪急バス株式会社実施) ○無料乗車券付き公共交通利用案内の配布 (令和4年度(2022年度)から実施) ○公共交通マップの作成・配布 (令和4年度(2022年度)から実施) 評価 転入者等を対象とした公共交通に係る情報発信による利用促進を行っており、今後も積極的な情報発信等による効果的な利用促進・意識啓発の継続した取組みが必要。 凡例 ○：実施、△：一部未実施、×：未実施	基本方針3 公共交通サービスの持続的な提供 取り組むべき施策 ⑨モビリティ・マネジメント^(※28)の推進 概要 脱炭素や健康増進等のため、市民一人ひとりが過度に自動車に依存した行動を見つめなおし、環境優位性の高い公共交通や自転車等の移動手段をかしこく利用することを促すための取組みを推進。 取組み状況 ○公共交通をテーマとしたイベントの開催 (令和5年度(2023年度)から阪急バス株式会社実施) ○市内小学校において、交通すごろくを使用した環境学習「クルマ大集合」を実施 (平成27年度(2015年度)から実施) ○無料乗車券付き公共交通利用案内の配布 (令和4年度(2022年度)から実施) ○公共交通マップの作成・配布 (令和4年度(2022年度)から実施) 評価 転入者等を対象とした公共交通に係る情報発信による利用促進を行っており、今後も積極的な情報発信等による効果的な利用促進・意識啓発の継続した取組みが必要。 凡例 ○：実施、△：一部未実施、×：未実施

(※次ページに続く)

No.	概要	変更前	変更後
3	【P87】 図 利用者特性と輸送形態による公共交通手段の位置付けの下部に注釈（千里中央地区における地域課題の解決に向けた移動手段の取組み（モビとよ））を追記	図 4.1 利用者特性と輸送形態による公共交通手段の位置づけ	※ 千里中央地区においては、地域課題の解決を図るため、令和5年度（2023年度）よりグリーンスローモビリティを活用し、地域住民と連携した地域交通としての移動支援事業を実施。 図 4.1 利用者特性と輸送形態による公共交通手段の位置づけ
4	【P90】 豊中市における公共交通の将来イメージ図について、地域内交通のエリアを追加し、未導入エリアについては「検討エリア」を追記	図 4.2 豊中市における公共交通の将来イメージ	
5	【P106】 モビリティ・マネジメント教育の事例について、交通すごろくの内容からバスの授業内容に見直し	【事例】小学校におけるMM教育の実施（兵庫県川西市） 川西市では、小学生を対象に私たち一人ひとりの移動手段や社会全体の交通を「人や社会、環境にやさしい」という観点から見直し、改善していくために自発的な行動を取れるような人間を育てることを目指したモビリティ・マネジメント教育を実施しています。 授業では、ゲームなどを通して車と公共交通が与える環境への影響を比較し、環境問題や移動の確保問題などの解決のために自分ができることを学んでいます。 ●モビリティ・マネジメント教育（交通すごろく）実施の様子 出典：兵庫県川西市HP（土木部 交通政策課）、第3次川西市環境基本計画（令和6年（2024年）3月 川西市）	【事例】小学校におけるMM教育の実施（兵庫県川西市） 川西市では、小学生を対象に私たち一人ひとりの移動手段や社会全体の交通を「人や社会、環境にやさしい」という観点から見直し、改善していくために自発的な行動を取れるような人間を育てることを目指したモビリティ・マネジメント教育を実施しています。 授業では、地域の財産でもあるバスを使って、公共マナー・交通安全・環境問題等を知り、バスの大切さを学んでいます。 ●モビリティ・マネジメント教育実施の様子 出典：兵庫県川西市HP（土木部 交通政策課）

（※次ページに続く）

No.	概要	変更前	変更後																					
6	【P110】 ・（１）環境負荷低減を図り誰もが利用しやすい車両の導入支援【新規】の本文内容の一部を見直し	（１）環境負荷低減を図り誰もが利用しやすい車両の導入支援【新規】 令和 32 年（2050 年）のカーボンニュートラル達成に向け、エコカー・ゼロエミッション車両の導入による公共交通の脱化石燃料化（交通GX（グリーン・トランスフォーメーション））の実現を見据えた方策や導入する際の支援制度等を検討します。 【バス事業者による取組み】EV バスの導入（阪急バス株式会社） 阪急バス株式会社では、CO₂や大気汚染物質を排出しないゼロエミッション走行で環境にやさしいEV バスを令和 4 年（2022 年）4 月に千里ニュータウン線（豊中市・吹田市）へ導入しており、順次導入・対象路線を拡大しています。	（１）環境負荷低減を図り誰もが利用しやすい車両の導入支援【新規】 令和 32 年（2050 年）のカーボンニュートラル達成に向け、エコカー・ゼロエミッション車両の導入による公共交通の脱化石燃料化（交通GX（グリーン・トランスフォーメーション））の実現を見据えた方策や導入促進に取り組めます。 【バス事業者による取組み】EV バスの導入（阪急バス株式会社） 阪急バス株式会社では、CO₂や大気汚染物質を排出しないゼロエミッション走行で環境にやさしいEV バスを令和 4 年（2022 年）4 月に千里ニュータウン線（豊中市・吹田市）へ導入しており、順次導入・対象路線を拡大しています。																					
7	【P132】 ・「参考 2 豊中市地域公共交通協議会開催概要」を追加	（当該事項なし）	参考資料 参考 2 豊中市公共交通改善計画改定版の策定経緯 <table><tr><th></th><th>開催日</th><th>議事内容</th></tr><tr><td>第 14 回 豊中市 地域公共交通 協議会</td><td>令和 5 年（2023 年） 11 月 2 日（木）</td><td>・公共交通改善計画について 計画の現状と中間評価について 計画の見直しの方向性について</td></tr><tr><td>第 15 回 豊中市 地域公共交通 協議会</td><td>令和 6 年（2024 年） 1 月 19 日（金）</td><td>・公共交通改善計画について 豊中市公共交通改善計画に基づく事業の現状について 豊中市公共交通改善計画における評価指標の見直しについて</td></tr><tr><td>第 16 回 豊中市 地域公共交通 協議会</td><td>令和 6 年（2024 年） 7 月 29 日（月）</td><td>・豊中市公共交通改善計画の中間見直しについて 豊中市公共交通改善計画（案）諮問</td></tr><tr><td>第 17 回 豊中市 地域公共交通 協議会</td><td>令和 6 年（2024 年） 10 月 31 日（木）</td><td>・豊中市公共交通改善計画の中間見直しについて 豊中市公共交通改善計画（案）への意見について 豊中市公共交通改善計画（パブリックコメント案）吾申</td></tr><tr><td>—</td><td>令和 6 年（2024 年） 11 月 20 日（水） ～12 月 10 日（火）</td><td>・豊中市公共交通改善計画意見公募</td></tr><tr><td>第 18 回 豊中市 地域公共交通 協議会</td><td>令和 7 年（2025 年） 2 月 27 日（木）</td><td>・豊中市公共交通改善計画の中間見直しについて 意見公募で寄せられた意見の概要と市の考え方 豊中市公共交通改善計画策定</td></tr></table> 132		開催日	議事内容	第 14 回 豊中市 地域公共交通 協議会	令和 5 年（2023 年） 11 月 2 日（木）	・公共交通改善計画について 計画の現状と中間評価について 計画の見直しの方向性について	第 15 回 豊中市 地域公共交通 協議会	令和 6 年（2024 年） 1 月 19 日（金）	・公共交通改善計画について 豊中市公共交通改善計画に基づく事業の現状について 豊中市公共交通改善計画における評価指標の見直しについて	第 16 回 豊中市 地域公共交通 協議会	令和 6 年（2024 年） 7 月 29 日（月）	・豊中市公共交通改善計画の中間見直しについて 豊中市公共交通改善計画（案）諮問	第 17 回 豊中市 地域公共交通 協議会	令和 6 年（2024 年） 10 月 31 日（木）	・豊中市公共交通改善計画の中間見直しについて 豊中市公共交通改善計画（案）への意見について 豊中市公共交通改善計画（パブリックコメント案）吾申	—	令和 6 年（2024 年） 11 月 20 日（水） ～12 月 10 日（火）	・豊中市公共交通改善計画意見公募	第 18 回 豊中市 地域公共交通 協議会	令和 7 年（2025 年） 2 月 27 日（木）	・豊中市公共交通改善計画の中間見直しについて 意見公募で寄せられた意見の概要と市の考え方 豊中市公共交通改善計画策定
	開催日	議事内容																						
第 14 回 豊中市 地域公共交通 協議会	令和 5 年（2023 年） 11 月 2 日（木）	・公共交通改善計画について 計画の現状と中間評価について 計画の見直しの方向性について																						
第 15 回 豊中市 地域公共交通 協議会	令和 6 年（2024 年） 1 月 19 日（金）	・公共交通改善計画について 豊中市公共交通改善計画に基づく事業の現状について 豊中市公共交通改善計画における評価指標の見直しについて																						
第 16 回 豊中市 地域公共交通 協議会	令和 6 年（2024 年） 7 月 29 日（月）	・豊中市公共交通改善計画の中間見直しについて 豊中市公共交通改善計画（案）諮問																						
第 17 回 豊中市 地域公共交通 協議会	令和 6 年（2024 年） 10 月 31 日（木）	・豊中市公共交通改善計画の中間見直しについて 豊中市公共交通改善計画（案）への意見について 豊中市公共交通改善計画（パブリックコメント案）吾申																						
—	令和 6 年（2024 年） 11 月 20 日（水） ～12 月 10 日（火）	・豊中市公共交通改善計画意見公募																						
第 18 回 豊中市 地域公共交通 協議会	令和 7 年（2025 年） 2 月 27 日（木）	・豊中市公共交通改善計画の中間見直しについて 意見公募で寄せられた意見の概要と市の考え方 豊中市公共交通改善計画策定																						

(※次ページに続く)

No.	概要	変更前	変更後																																																																		
8	【P133】 ・「参考 3 豊中市地域公共交通協議会委員名簿」を追加	(当該事項なし)	参考資料 参考 3 豊中市地域公共交通協議会委員名簿 <table><tr><th>区分</th><th>所属</th><th>委員氏名</th></tr><tr><td rowspan="5">学識経験者</td><td>富山大学 都市デザイン学部</td><td>橘井 博登</td></tr><tr><td>都市・交通デザイン学科 准教授</td><td></td></tr><tr><td>東北福祉大学 総合マネジメント学部</td><td>石塚 裕子 (第 14～15 回)</td></tr><tr><td>産業福祉マネジメント学科 教授</td><td></td></tr><tr><td>大阪大学大学院 工学研究科</td><td>紀伊 寛毅 (第 16～18 回)</td></tr><tr><td rowspan="12">交通事業者</td><td>環道エネルギー工学専攻 教授</td><td></td></tr><tr><td>阪急バス株式会社 自動車事業部 部長</td><td>野澤 俊昭</td></tr><tr><td>伊丹市交通局 次長</td><td>坂名 康也</td></tr><tr><td>大阪タクシー協会の定める代表者</td><td></td></tr><tr><td>阪急タクシー株式会社 営業部 営業企画室 室長</td><td>花田 俊昭</td></tr><tr><td>阪急電鉄株式会社</td><td>阿瀬 弘治</td></tr><tr><td>都市交通事業本部 沿線まちづくり推進部 部長</td><td></td></tr><tr><td>北大阪急行電鉄株式会社 鉄道事業部 部長</td><td>安田 貴司</td></tr><tr><td>大阪高速鉄道株式会社 運輸部 次長</td><td>中川 義孝</td></tr><tr><td>阪急バス労働組合 副執行委員長</td><td>石嶋 宏司</td></tr><tr><td>大阪タクシー協会の定める代表者の労働組合</td><td>大南 昌彦 (第 14～16 回)</td></tr><tr><td>阪急タクシー労働組合 書記長</td><td>夕村 武彦 (第 17～18 回)</td></tr><tr><td rowspan="2">市民</td><td>公衆市民</td><td>笠井 健司 萩原 啓子 (第 14～15 回)</td></tr><tr><td></td><td>小西 大助 吉田 文代 (第 16～18 回)</td></tr><tr><td rowspan="12">関係行政機関</td><td rowspan="3">国土交通省</td><td>内田 雅之 (第 14～15 回)</td></tr><tr><td>近畿運輸局 大阪運輸支局 輸送部門 常務運輸企画専門官</td></tr><tr><td>近畿運輸局 大阪運輸支局 総務企画部門 常務運輸企画専門官</td></tr><tr><td rowspan="3">大阪府</td><td>青野 邦男 (第 14～15 回)</td></tr><tr><td>都市整備部 交通戦略室 交通計画課 課長補佐</td></tr><tr><td>井本 昌彦 (第 16～18 回)</td></tr><tr><td rowspan="3">警察</td><td>香舎 邦純 (第 14～15 回)</td></tr><tr><td>池田土木事務所 地域支援・企画課 課長</td></tr><tr><td>渡部 洋一 (第 16～18 回)</td></tr><tr><td rowspan="3">警察</td><td>豊中警察署 交通課 課長</td></tr><tr><td>中道 隆志</td></tr><tr><td>中川 剛 (第 14～15 回)</td></tr><tr><td rowspan="3">市</td><td rowspan="3">豊中市 都市基盤部 部長</td><td>米丸 尚理 (第 16～18 回)</td></tr><tr><td>上北 隆之 (第 14～15 回)</td></tr><tr><td>野田 宏志 (第 16～18 回)</td></tr></table> 133	区分	所属	委員氏名	学識経験者	富山大学 都市デザイン学部	橘井 博登	都市・交通デザイン学科 准教授		東北福祉大学 総合マネジメント学部	石塚 裕子 (第 14～15 回)	産業福祉マネジメント学科 教授		大阪大学大学院 工学研究科	紀伊 寛毅 (第 16～18 回)	交通事業者	環道エネルギー工学専攻 教授		阪急バス株式会社 自動車事業部 部長	野澤 俊昭	伊丹市交通局 次長	坂名 康也	大阪タクシー協会の定める代表者		阪急タクシー株式会社 営業部 営業企画室 室長	花田 俊昭	阪急電鉄株式会社	阿瀬 弘治	都市交通事業本部 沿線まちづくり推進部 部長		北大阪急行電鉄株式会社 鉄道事業部 部長	安田 貴司	大阪高速鉄道株式会社 運輸部 次長	中川 義孝	阪急バス労働組合 副執行委員長	石嶋 宏司	大阪タクシー協会の定める代表者の労働組合	大南 昌彦 (第 14～16 回)	阪急タクシー労働組合 書記長	夕村 武彦 (第 17～18 回)	市民	公衆市民	笠井 健司 萩原 啓子 (第 14～15 回)		小西 大助 吉田 文代 (第 16～18 回)	関係行政機関	国土交通省	内田 雅之 (第 14～15 回)	近畿運輸局 大阪運輸支局 輸送部門 常務運輸企画専門官	近畿運輸局 大阪運輸支局 総務企画部門 常務運輸企画専門官	大阪府	青野 邦男 (第 14～15 回)	都市整備部 交通戦略室 交通計画課 課長補佐	井本 昌彦 (第 16～18 回)	警察	香舎 邦純 (第 14～15 回)	池田土木事務所 地域支援・企画課 課長	渡部 洋一 (第 16～18 回)	警察	豊中警察署 交通課 課長	中道 隆志	中川 剛 (第 14～15 回)	市	豊中市 都市基盤部 部長	米丸 尚理 (第 16～18 回)	上北 隆之 (第 14～15 回)	野田 宏志 (第 16～18 回)
区分	所属	委員氏名																																																																			
学識経験者	富山大学 都市デザイン学部	橘井 博登																																																																			
	都市・交通デザイン学科 准教授																																																																				
	東北福祉大学 総合マネジメント学部	石塚 裕子 (第 14～15 回)																																																																			
	産業福祉マネジメント学科 教授																																																																				
	大阪大学大学院 工学研究科	紀伊 寛毅 (第 16～18 回)																																																																			
交通事業者	環道エネルギー工学専攻 教授																																																																				
	阪急バス株式会社 自動車事業部 部長	野澤 俊昭																																																																			
	伊丹市交通局 次長	坂名 康也																																																																			
	大阪タクシー協会の定める代表者																																																																				
	阪急タクシー株式会社 営業部 営業企画室 室長	花田 俊昭																																																																			
	阪急電鉄株式会社	阿瀬 弘治																																																																			
	都市交通事業本部 沿線まちづくり推進部 部長																																																																				
	北大阪急行電鉄株式会社 鉄道事業部 部長	安田 貴司																																																																			
	大阪高速鉄道株式会社 運輸部 次長	中川 義孝																																																																			
	阪急バス労働組合 副執行委員長	石嶋 宏司																																																																			
	大阪タクシー協会の定める代表者の労働組合	大南 昌彦 (第 14～16 回)																																																																			
	阪急タクシー労働組合 書記長	夕村 武彦 (第 17～18 回)																																																																			
市民	公衆市民	笠井 健司 萩原 啓子 (第 14～15 回)																																																																			
		小西 大助 吉田 文代 (第 16～18 回)																																																																			
関係行政機関	国土交通省	内田 雅之 (第 14～15 回)																																																																			
		近畿運輸局 大阪運輸支局 輸送部門 常務運輸企画専門官																																																																			
		近畿運輸局 大阪運輸支局 総務企画部門 常務運輸企画専門官																																																																			
	大阪府	青野 邦男 (第 14～15 回)																																																																			
		都市整備部 交通戦略室 交通計画課 課長補佐																																																																			
		井本 昌彦 (第 16～18 回)																																																																			
	警察	香舎 邦純 (第 14～15 回)																																																																			
		池田土木事務所 地域支援・企画課 課長																																																																			
		渡部 洋一 (第 16～18 回)																																																																			
	警察	豊中警察署 交通課 課長																																																																			
		中道 隆志																																																																			
		中川 剛 (第 14～15 回)																																																																			
市	豊中市 都市基盤部 部長	米丸 尚理 (第 16～18 回)																																																																			
		上北 隆之 (第 14～15 回)																																																																			
		野田 宏志 (第 16～18 回)																																																																			

3.2 豊中市公共交通改善計画（中間見直し版）【概要版】の変更箇所

No.	概要	変更前	変更後																				
1	【P3】 ・⑨モビリティ・マネジメントの推進のうち、概要と取組み状況の文章を見直し	<table><tr><th colspan="2">基本方針3 公共交通サービスの持続的な提供</th></tr><tr><th>取組むべき施策</th><th>⑨モビリティ・マネジメントの推進</th></tr><tr><td>概要</td><td>公共交通の利便性を高める取組みとともに、市民一人ひとりが過度に自動車に依存した行動を見つめなおし、無理のない範囲で自発的に変化することを促すモビリティ・マネジメントを推進。</td></tr><tr><td>取組み状況</td><td>○公共交通をテーマとしたイベントの開催も、出前講座等、市民向けの啓発・教育の実施についての検討（令和5年度（2023年度）から阪急バス株式会社実施） ○無料乗車券付き公共交通利用案内の配布（令和4年度（2022年度）から実施） ○公共交通マップの作成・配布（令和4年度（2022年度）から実施）</td></tr><tr><td>評価</td><td>転入者等を対象とした公共交通に係る情報発信による利用促進を行っており、今後も積極的な情報発信等による効果的な利用促進・意識啓発の継続した取組みが必要。</td></tr></table>	基本方針3 公共交通サービスの持続的な提供		取組むべき施策	⑨モビリティ・マネジメントの推進	概要	公共交通の利便性を高める取組みとともに、市民一人ひとりが過度に自動車に依存した行動を見つめなおし、無理のない範囲で自発的に変化することを促すモビリティ・マネジメントを推進。	取組み状況	○公共交通をテーマとしたイベントの開催も、出前講座等、市民向けの啓発・教育の実施についての検討（令和5年度（2023年度）から阪急バス株式会社実施） ○無料乗車券付き公共交通利用案内の配布（令和4年度（2022年度）から実施） ○公共交通マップの作成・配布（令和4年度（2022年度）から実施）	評価	転入者等を対象とした公共交通に係る情報発信による利用促進を行っており、今後も積極的な情報発信等による効果的な利用促進・意識啓発の継続した取組みが必要。	<table><tr><th colspan="2">基本方針3 公共交通サービスの持続的な提供</th></tr><tr><th>取組むべき施策</th><th>⑨モビリティ・マネジメントの推進</th></tr><tr><td>概要</td><td>脱炭素や健康増進等のため、市民一人ひとりが過度に自動車に依存した行動を見つめなおし、環境優位性の高い公共交通や自転車等の移動手段をかしこく利用することを促すための取組みを推進。</td></tr><tr><td>取組み状況</td><td>○公共交通をテーマとしたイベントの開催（令和5年度（2023年度）から阪急バス株式会社実施） ○無料乗車券付き公共交通利用案内の配布（令和4年度（2022年度）から実施） ○公共交通マップの作成・配布（令和4年度（2022年度）から実施）</td></tr><tr><td>評価</td><td>転入者等を対象とした公共交通に係る情報発信による利用促進を行っており、今後も積極的な情報発信等による効果的な利用促進・意識啓発の継続した取組みが必要。</td></tr></table>	基本方針3 公共交通サービスの持続的な提供		取組むべき施策	⑨モビリティ・マネジメントの推進	概要	脱炭素や健康増進等のため、市民一人ひとりが過度に自動車に依存した行動を見つめなおし、環境優位性の高い公共交通や自転車等の移動手段をかしこく利用することを促すための取組みを推進。	取組み状況	○公共交通をテーマとしたイベントの開催（令和5年度（2023年度）から阪急バス株式会社実施） ○無料乗車券付き公共交通利用案内の配布（令和4年度（2022年度）から実施） ○公共交通マップの作成・配布（令和4年度（2022年度）から実施）	評価	転入者等を対象とした公共交通に係る情報発信による利用促進を行っており、今後も積極的な情報発信等による効果的な利用促進・意識啓発の継続した取組みが必要。
基本方針3 公共交通サービスの持続的な提供																							
取組むべき施策	⑨モビリティ・マネジメントの推進																						
概要	公共交通の利便性を高める取組みとともに、市民一人ひとりが過度に自動車に依存した行動を見つめなおし、無理のない範囲で自発的に変化することを促すモビリティ・マネジメントを推進。																						
取組み状況	○公共交通をテーマとしたイベントの開催も、出前講座等、市民向けの啓発・教育の実施についての検討（令和5年度（2023年度）から阪急バス株式会社実施） ○無料乗車券付き公共交通利用案内の配布（令和4年度（2022年度）から実施） ○公共交通マップの作成・配布（令和4年度（2022年度）から実施）																						
評価	転入者等を対象とした公共交通に係る情報発信による利用促進を行っており、今後も積極的な情報発信等による効果的な利用促進・意識啓発の継続した取組みが必要。																						
基本方針3 公共交通サービスの持続的な提供																							
取組むべき施策	⑨モビリティ・マネジメントの推進																						
概要	脱炭素や健康増進等のため、市民一人ひとりが過度に自動車に依存した行動を見つめなおし、環境優位性の高い公共交通や自転車等の移動手段をかしこく利用することを促すための取組みを推進。																						
取組み状況	○公共交通をテーマとしたイベントの開催（令和5年度（2023年度）から阪急バス株式会社実施） ○無料乗車券付き公共交通利用案内の配布（令和4年度（2022年度）から実施） ○公共交通マップの作成・配布（令和4年度（2022年度）から実施）																						
評価	転入者等を対象とした公共交通に係る情報発信による利用促進を行っており、今後も積極的な情報発信等による効果的な利用促進・意識啓発の継続した取組みが必要。																						
2	【P10】 ・豊中市における公共交通の将来イメージ図について、地域内交通のエリアを追加し、未導入エリアについては「検討エリア」を追記																						
3	【P13】 ・（1）環境負荷低減を図り誰もが利用しやすい車両の導入支援【新規】の本文内容の一部を見直し	<table><tr><th colspan="2">⑩ 環境にやさしい車両の導入</th></tr><tr><td colspan="2">（1）環境負荷低減を図り誰もが利用しやすい車両の導入支援【新規】 令和32年（2050 年）のカーボンニュートラル達成に向け、エコカー・ゼロエミッション車両の導入による公共交通の脱化石燃料化（交通GX（グリーン・トランスフォーメーション））の実現を見据えた方策や導入する際の支援制度等を検討します。</td></tr></table> 	⑩ 環境にやさしい車両の導入		（1）環境負荷低減を図り誰もが利用しやすい車両の導入支援【新規】 令和32年（2050 年）のカーボンニュートラル達成に向け、エコカー・ゼロエミッション車両の導入による公共交通の脱化石燃料化（交通GX（グリーン・トランスフォーメーション））の実現を見据えた方策や導入する際の支援制度等を検討します。		<table><tr><th colspan="2">⑩ 環境にやさしい車両の導入</th></tr><tr><td colspan="2">（1）環境負荷低減を図り誰もが利用しやすい車両の導入支援【新規】 令和32年（2050 年）のカーボンニュートラル達成に向け、エコカー・ゼロエミッション車両の導入による公共交通の脱化石燃料化（交通GX（グリーン・トランスフォーメーション））の実現を見据えた方策や導入促進に取り組めます。</td></tr></table> 	⑩ 環境にやさしい車両の導入		（1）環境負荷低減を図り誰もが利用しやすい車両の導入支援【新規】 令和32年（2050 年）のカーボンニュートラル達成に向け、エコカー・ゼロエミッション車両の導入による公共交通の脱化石燃料化（交通GX（グリーン・トランスフォーメーション））の実現を見据えた方策や導入促進に取り組めます。													
⑩ 環境にやさしい車両の導入																							
（1）環境負荷低減を図り誰もが利用しやすい車両の導入支援【新規】 令和32年（2050 年）のカーボンニュートラル達成に向け、エコカー・ゼロエミッション車両の導入による公共交通の脱化石燃料化（交通GX（グリーン・トランスフォーメーション））の実現を見据えた方策や導入する際の支援制度等を検討します。																							
⑩ 環境にやさしい車両の導入																							
（1）環境負荷低減を図り誰もが利用しやすい車両の導入支援【新規】 令和32年（2050 年）のカーボンニュートラル達成に向け、エコカー・ゼロエミッション車両の導入による公共交通の脱化石燃料化（交通GX（グリーン・トランスフォーメーション））の実現を見据えた方策や導入促進に取り組めます。																							